

長野工業高等専門学校特別聴講学生規則

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受入れることができる。

(受入れ時期)

第3条 特別聴講学生の受入れ時期は、原則として毎学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を所属の大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(1) 特別聴講学生入学願書（別紙様式1）

(2) 特別聴講学生履修理由書（別紙様式2）

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、面接又はその他の方法による選考の上、校長が許可する。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生が履修できる授業科目は、本科及び専攻科で開講している科目とする。ただし、実験、実習又は実技を伴う授業科目は、原則として対象外とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料については、当該他大学等との間で相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(成績評価及び単位認定)

第8条 履修科目に係る成績評価及び単位認定は、本校の定めるところによる。

(その他規則等の準用)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学則等の諸規則を準用する。

附 則

1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 長野工業高等専門学校特別聴講学生規程（平成16年2月17日施行）は、廃止する。